

1840年代の
ルイーゼ・オットー＝ペーターズ
——女性の国政参加とプレス役割をめぐって——

的 場 か お り

目 次

はじめに

第1章 三月前期におけるプレス法制

- (1) ドイツ同盟のプレス法制
- (2) 1830年代のザクセン王国におけるプレス法制
- (3) 1840年代のザクセン王国におけるプレス法制

第2章 ルイーゼと「表現」・「プレス」

- (1) 表現活動を支える3つの要因
- (2) 「表現すること」の意味・使命
- (3) 「表現すること」と職業

第3章 ルイーゼと「政治」・「国家」

- (1) 1840年代の政治とプレス
- (2) 『ザクセン祖国新聞』にみるルイーゼと「政治」・「国家」
- (3) 『前へ!』にみるルイーゼと「政治」・「国家」

おわりに

キーワード：プレスの自由，検閲，女性参政権，

ルイーゼ・オットー＝ペータース，第一波フェミニズム

は じ め に

ルイーゼ・オットー＝ペータース Louise Otto-Peters (1819～95年、以下ルイーゼと略す)は、ドイツの女性運動、特に第一波フェミニズムの歴史を語る上で欠くことのできない女性である。彼女は1865年に全ドイツ女性協会 Allgemeiner Deutscher Frauenverein を創設し、とりわけ女性の労働、教育の改善に尽力したことで知られる。

そしてルイーゼの活動や運動の傍らには常にプレスが存在した。彼女は、詩や小説、論説や記事など多様な表現形態を用いて自らの主張を発信したのである。全ドイツ女性協会は66年に機関紙『新航路 Neue Bahnen』を創刊し、ルイーゼもその編集を担当した。しかし『新航路』に先立ち、編集者としてのルイーゼの名を歴史に刻むことになったのは49年にザクセン王国で創刊した『女性新聞 Frauen-Zeitung』である。『女性新聞』の研究は1927年に発見したヘレーネ・ランゲ H. Lange に始まる⁽¹⁾が、従来の研究の主たる関心は、同誌が女性によって編集され女性を取り巻く社会問題に光を当てたこと、その結果として女性の編集を禁じる法律が制定されたことに向けられてきた。後者の法律に関しては、ルイーゼがターゲットにされたという意味で「オットー法 Lex Otto」という呼び名が定着している⁽²⁾が、「法律が1850年12月に施行されたために同年末に『女性新聞』は停刊した」という誤解が生じている。女性に割り当てられた領域を飛び出しプレス編集者として政治や国家を論じたルイーゼの存在が社会や国家に大きな衝撃を与えたことは疑う余地もない。しかしルイーゼと『女性新聞』のインパクトを評価しすぎるあまり生じた誤った認識は法律の真の姿を見誤らせることになった。

本稿の課題は、社会や国家を揺り動かしたプレスを創刊・編集するに至ったルイーゼの活動的・思想的背景はいかなるものであったのか、彼女は公的領域への女性の参加をいかに考えていたのかを解明することにある。つまり、三月前期においてルイーゼが女性とプレス、女性と政治、国家との

関係をいかに捉えていたのかを検証することにある。なぜならば、この課題の解明は、停刊や出版地変更、編集の禁止という障壁に直面しながらも彼女が『女性新聞』に与えた使命や役割、さらにはその後の彼女の運動におけるプレスの位置づけを理解する上で欠かせないからである。

本稿の特徴は、これらの課題を当時の法体制の中で再検証する点にある。先行研究は、ルイーゼが主導した女性運動の内容の考察、彼女のテキストや言説の分析といった点では大きな成果を上げてきたものの、その活動や運動がいかなる法制度の下で展開されたのかについては十分に組み込んでこなかった⁽⁴⁾。しかし、ルイーゼの動きと当時の国家体制・法体制は相互に影響し合う以上、両者を切り離して論じることは事の本質を見誤ることになる。上述した「オットー法」の制定時期をめぐる誤解はその一例である。したがって本稿は、プレスに関わるルイーゼの活動や思想を、関連する法制度の下で再定位することに取り組むものである。

第1章 三月前期におけるプレス法制

ドイツ女性史研究の第一人者ウテ・ゲルハルト U. Gerhard は、ドイツの女性運動が他の西洋諸国よりも遅く労働運動とともに開始されたというそれまでの見解を修正した⁽⁵⁾。また、マルグリット・トゥヴェルマン M. Twellmann の研究に代表されるように⁽⁶⁾、ルイーゼの他にも、イーダ・ハーン＝ハーン I. Hahn-Hahn (1805～80年)、ファニー・レヴァルト F. Lewald (1811～89年)、ルイーゼ・アストン L. Aston (1814～71年)、ルイーゼ・ミュールバッハ L. Mühlbach (1814～73年)、マルヴィーダ・フォン・マイゼンブーク M. v. Meysenbug (1816～1903年)、マティルデ・フランツィスカ・アネケ M. F. Anneke (1817～84年)らに光が当てられ、彼女たちの三月革命前の動きも注目されるようになった。つまり、ドイツにおける女性運動の起点は三月前期に求められ、19世紀初頭の解放戦争や1832年のハンバッハ祭などを契機に、女性が協会の活動などを通して公的領域に関わるようになったのである⁽⁷⁾。

この時代に生きたルイーゼの活動の端緒もまた革命前に遡ることができ⁽⁸⁾る。彼女は40年代に入ると、詩や小説、論説、記事といった多様な分野で自らの考えを公表する。まず本章では、彼女の表現活動がいかなるプレス法制の下で展開されたのかを検証することから始めよう。

(1) ドイツ同盟のプレス法制

三月前期のルイーゼの活動拠点・ザクセン王国のプレス法制はドイツ同盟のそれと不可分の関係にあった。ドイツ同盟は1819年のカールスバートの決議にしたがい、プレス法を制定した。その目的は、プレスが濫用されているという現状を憂慮して、予防措置を講じることで濫用を取り締まることであるとされた。1条では、検閲という文言こそ使用されていないものの、20ボーゲン以下の書物はラント当局の事前許可がなければ印刷に回すことができないという、いわゆる事前検閲が導入された。そして頁数に関係なくすべての印刷物は出版者の氏名の掲載が、新聞や雑誌の類の印刷物はこれに加えて編集者の氏名の掲載が義務づけられ、これらの氏名を掲載しない印刷物が出版・配布された場合には関係者は罰金あるいは禁固刑に処された。また、発禁処分を受けた編集者は同盟内のどの国においても5年間、編集業務に就くことを許されなかった。プレス法はまた、同盟国に以下の義務を課した。第一に、同盟国はプレス法1条の内容を満たすルール制定の義務を負い、同盟決議の内容を遵守するよう求められ、第二に、自国の監視下で出版された印刷物に関しては、他の同盟国ならびに同盟全体に対して責任を負わなければならなかった。

30年代に入るとフランス七月革命の影響の下で自由主義、立憲主義を標榜する協会の活動が活発化する。これに対し、同盟は32年6月28日、7月5日と立て続けに「ドイツ同盟における法的な安寧秩序の維持のための措置に関する決議」を行った。直接の原因は同年5月末に「自由なプレスを支援するためのドイツ祖国協会」が開催したハンバッハ祭である。特に7月5日の同盟決議は、政治的内容を扱う20ボーゲン以下のプレスには各国政府の事前許可を得ることを義務づけ、また、同盟内での政治的協会の設

立を禁止し、その主唱者や参加者を罰することを定めた。こうして同盟諸国はこれらの措置の遂行に必要な規則を定める義務を負うことになったが、これに拍車をかけたのが34年6月のドイツ同盟最終規約である。プレスや検閲に関しては、新聞や雑誌、パンフレットに対する検閲の徹底、政治日刊紙数の削減、政治日刊紙の創刊に対する許可制の導入などを定めた10の条文が存在したが、これらは極秘事項とされ公表されることはなかった。つまり、秘密条項という非公式なツールを用いて同盟が各国の体制に介入する前例が作られたのである。

同盟はその後も、35年1月の「ドイツ手工業者の遍歴、集会ならびに結社の禁止」、同年12月の「青年ドイツの書籍の禁止」、そして36年8月の「ドイツ同盟に対する反逆罪に科する処罰ならびにドイツ同盟地域における政治犯罪者の引渡し」と、同盟にとって有害と判断した政治思想や活動を取り締まるルール策定を推し進めていった。

(2) 1830年代のザクセン王国におけるプレス法制

ザクセン王国は1831年9月に立憲化を遂げた。確かにザクセン憲法 35条は「プレスならびに書籍出版・販売に関する問題は、同盟法の諸規定と濫用対策に配慮しつつ原則としてプレスならびに書籍出版・販売の自由を認めるという法律にしたがい確定される」と定め、プレスの自由の保障とプレス法の制定を謳った。しかしドイツ同盟の政策に国内政治が拘束されることが規定されていたため（憲法89条）、ザクセンはプレス政策の方針においても同盟と歩調を揃えなければならなかった。

上述した同盟からの度重なる圧力にもかかわらず、ザクセンにおけるプレス法制定作業は政府とラント議会の対立によって膠着状態にあった。しかし34年の最終規約の登場でザクセンは即座に措置を講じなければならなくなった。そこで36年、ラント議会を経ない「命令 Verordnung」形式で「プレス行政に関する命令（以下、36年プレス命令）」と「検閲官のための一般通達」が出されたのである。

まず、プレス行政に関して内務省を頂点とする中央集権的な体制が整え

られた。各地域には地方検閲官が、県あるいは大・中規模都市には中央検閲官が配置され、彼らはいずれも中級官庁である検閲評議会に直属した。検閲評議会は37年までにあわせて6県に設けられ、議長を務める県知事と内務省が任命する評議員から構成された。評議員は著述家や検閲実務経験者から選ばれ、その給与は検閲官と比較してはるかに高額であった。そして最高官庁である内務省は下位官庁の人事権をはじめ、雑誌の刊行や書籍の差押・押収に関する最終決定権を掌握した。

次に、二段階の検閲制度が導入されたことも特徴的である。つまり、印刷前に受けなければならない第一検閲、そして、この第一検閲をパスし印刷されたものが改めて出版、販売される前に受けなければならない第二検閲の2つであり、いずれにも料金の支払いが義務づけられていた。第二検閲は検閲評議会によって担われ、評議会は検閲をパスした書籍リストを作成した。書籍リストは、検閲漏れの防止はもちろんのこと、国家権力による印刷物の完全な把握に役立てられた。

しかし36年プレス命令は当初からラント議会、とりわけ第二院によって激しく非難された。非難はプレスの自由を形骸化する命令の内容に向けられたものであった。しかし同時に、36年プレス命令が「法律」という形式ではなく「命令」という形式であることも問題視された。つまり、議会の審議を経ることなく、プレスの自由を制約する検閲を導入したという点が問題とされたのである。それに対し政府は法律の制定を模索し、39・40年のラント議会にプレスならびに書籍業案件に関する法案を提出している。法案はドイツ同盟のプレス法を基盤にしつつも、行政官庁が処分をなす際にはその根拠を明示すること、「プレス犯罪」という特別な犯罪類型を廃し今後は一般的な刑法を適用することなどを盛り込んだ。しかし第二院議員からは、「他国のプレス法をみても自由や秩序を満足・保障しているものはない」、「政府案は憲法35条に示されたプレスの自由を保障するものではなく検閲を保証するものである」、「プレスの自由と検閲は互いに相容れない昼と夜のような存在である」といった批判が噴出した。また、検閲官向けの通達の内容を国民に公表し、検閲の基準を周知させる、新聞や雑誌

の許可制を改める、検閲をパスした後は編集者の責任は問わないといった修正要求も出された。しかし最終的に、十分な審議時間が確保できないという理由から法案は政府に戻され、こうして30年代に法律を制定する道は絶たれた。

(3) 1840年代のザクセン王国におけるプレス法制

ようやく1844年2月5日、「プレス案件にかかる暫定的な規定に関する法律（以下、44年暫定プレス法と略す）」、「検閲官に対する通達」、そして内務大臣による「プレス案件に関する命令」⁽¹³⁾が制定され、これらは1848年3月まで効力を有することになった。

まず、制定に至るプロセスを概観してみよう。政府が再びラント議会上院に法案を提出したのは42・43年のことである。今回政府はラント議会上院から譲歩を引き出すべく、20ボーゲンを超える場合には検閲を廃止するという新規定を盛り込んだ。政府は、審議を拒絶しようとする第二院に対しラント議会上院の規則を盾に審議するように仕向けたため、第二院は法案の修正を要求するという手段を用いて対抗した。著述家や印刷業者、出版・販売業者など各種の協会や団体の陳情書をベースに、第二院では、第二検閲を廃止する、第一検閲をパスした後は著作者の責任を問わない、販売禁止や押収といった処分は行政司法局 *Administrativjustizbehörde* によって決定され、決定に不服がある場合には上訴を認めるといった修正が議論された。その上で第二院は、ドイツ同盟規約18条dに則してプレス自由を保障する法律を制定すること、押収許可を廃止すること、プレス案件は行政官庁ではなく司法官庁が管轄し司法制度の中でプレス案件を解決することを骨子とする最終案をまとめ上げたが、この最終案は第一院の同意を得られなかった。両院での意見の一致がみられなかった際の規定にしたがい、44年暫定プレス法の制定へと至ったのである。

44年暫定プレス法で36年プレス命令からの変更がみられるのは、監督官庁の組織編成である。中級官庁として設置されていた検閲評議会が解体され、県がその役割を担うこととなった。この改編により、検閲をはじめと

するプレス行政は、県（地方）—内務省（国家）という一層強力な中央集権的ラインの下に置かれることになったのである。

また検閲実務に関してもいくつかの変更が確認できる。まず、20ボーゲンを超える場合は検閲を免除する旨が明記された。次に、検閲の現場で発生していた問題への対応が図られた。まず、検閲官が職務遂行に必要な専門知識を欠いているという問題に対し、有識者や専門家に検閲官が助言を求めることが認められた。また、検閲をパスしなかった場合に執筆者だけではなく検閲官も修正できるようになり、検閲官の権限が拡大された。そして、検閲評議会の廃止にともない、検閲評議会の書籍リストに代わり、地域検閲官が作成する登録帳に基づいて書籍管理が行われることになった。

とはいえ、検閲実務は引き続き36年に確立された手続にしたがって遂行された。第一検閲、第二検閲が行われ、これらの検閲を免れた書籍も発売前には県へ提出することが義務づけられた。また、書籍の押収は下位・中級官庁の仕事であり、その正否については行政司法局が判断した。この判断に対して異議が申し立てられた場合には、行政司法局が派遣する顧問官によって再び判断がなされた。しかし「より高度な行政的配慮から差押が不可欠であると認められる場合」には、内務省は専断的に差押を行い、この場合には異議申し立てはできないとされた。

こうして革命直前の44年、ようやくプレスに関する「法律」が制定された。これによって中央集権的検閲体制がより強固な形で確立され、プレスの自由は形骸化の一途を辿った。しかし三月革命が勃発し、48年3月ドイツ同盟が検閲の廃止を決議すると、ザクセンもそれにしがたい検閲の暫定的な廃止に踏み切った。このような革命の成果は48年11月18日のプレス法に結実し、検閲の永続的廃止はもとより、許可、保証金、印紙公課または郵便禁止といった方法で制約されることのない「完全なプレスの自由」が保障されたのである。革命後に一新された法制度こそ、ルイーゼが49年に『女性新聞』を創刊・編集しうる環境を作り出したのである。

第2章 ルイーゼと「表現」・「プレス」

ルイーゼの生涯については、すでに多くの研究が明らかにしてきたところである。彼女がザクセン王国マイセンに4人姉妹の末っ子として誕生した1819年は奇しくも、カールスバートの決議がプレスの自由に大きな打撃を与えた年であった。本章では、前章で明らかにしたドイツ同盟ならびにザクセン王国のプレス法制の下で展開されたルイーゼの表現活動の原点を探り、彼女が「表現すること」やプレスに見出した意味を検証する。

(1) 表現活動を支える3つの要因

ルイーゼの1840年代は、詩人で弁護士のグスタフ・ミュラー G. Müller との出会いと婚約(40年)、そして翌年の彼の死(41年)で幕を開ける。そして42年以降は、詩や小説、論説、記事などを通して自らを表現することを本格化させていく。そこでまず、彼女の表現活動を支えた要因を考究することから始めよう。

要因の第一は、外界に関心を示しその問題に向かう心構えを醸成した生育環境である。ルイーゼは当時としては例外的ともいえる教育熱心な家庭に育った。⁽¹⁷⁾ 裁判所に勤務する司法官僚であった父は妻や娘たちに新聞を読むことを習慣づけ、しばしば政治や社会問題を話題にした。また陶芸絵師の娘であった母は娘たちに音楽や文学の素養を授けた。彼女はとりわけ父親、マイセンの学校の教師、自宅3階に開いていた私的な学校の教師から時事問題について学び、考える機会を提供された。このような彼女自身の経験は、後に彼女が、女性が時事問題に関心を抱くことの重要性、子どもたちが生き生きとした世界史を学ぶことの必要性を説くことにつながるが、この点については後述する。

第二の要因として、恵まれた経済的境遇がある。両親を35年、36年に相次いで失ったルイーゼ姉妹は、ドレスデン在住の遠縁にあたる弁護士アドルフ・リンドナー A. Lindner を後見人を選び、叔母とともに両親の家で

暮らすことになった。しかしその直後の38年1月には、全4条からなる「性に基づく後見の廃止に関する法律」⁽¹⁸⁾がザクセンで制定され、女性に対する男性の後見が、その女性が婚姻していたり父権下に置かれていたりしない限りで、廃止された。50年の『女性新聞』51号でも「ドイツで最初に、そして唯一男性の後見を廃止し女性を一人前と宣言した」⁽¹⁹⁾と評されるように、この法律は女性の地位に関して他国をリードするものであった。こうしてルイーゼは一定の財産を有しただけではなく、日々の生活に煩わされることなく物書きに勤しむ時間を手に入れたのである。

豊かな教養と経済的余裕をもつルイーゼは40年代に入ると、外に向かつて自らの考えを表現する機会を得る。42年に詩を雑誌に発表したことを皮切りに、43年には論説や記事、処女小説『給仕ルードヴィヒ Ludwig, der Kellner』を執筆するなど、著述家としてのキャリアをスタートさせた。表現対象を社会や政治の領域にまで拡げ、著述家・運動家として生きるための礎を築いたのである。これを支えたのが第三の要因、すなわち彼女の人的ネットワークである。43年の秋に始まるロベルト・ブルム R. Blum (1807～48年)⁽²⁰⁾、エルンスト・カイル E. Keil (1816～78年)⁽²¹⁾との親交はこれまで何度も言及されてきたところである。確かにルイーゼは、論説や記事、詩などを、ブルムの『ザクセン祖国新聞 Sächsische Vaterlands-Blätter』、『前へ！ Vorwärts!』、そしてカイルの『我々の惑星 Unser Planet』(後続誌名『遊歩する星 Der Wandelstern』)、『灯台 Der Leuchtturm』に発表し、これらのプレスで仕事を始めた。『ザクセン祖国新聞』や『灯台』は自由主義者など反体制的な勢力の結節点として機能し、彼らの運動をプレスの面から支えた。このように『ザクセン祖国新聞』の特徴の一つはザクセン・ラント議会の反体制派議員と密接に結びついていたことであり、両者は議会の外と内を舞台に共闘した。ブルムは選挙の際には支援する記事を掲載し、また、ザクセンと他国の反体制派議員が交流する会合を開催するなど国境を越えて反体制的な勢力の伸長にも尽力した。また同紙は創刊当初から「プレスの自由」の保障に大きな関心を寄せ、41年9月には2号にわたって「プレスの解放のための協会」⁽²²⁾の創設を提案し、早々に内務省による監

視の対象とされた。他方、『灯台』はカイルの政治的急進化を反映して創刊された雑誌であったため、ザクセンで印刷許可は得られず何度も出版地を変更することになった。ルイーゼの他に、ベルリンのオットー・ルッピウス O. Ruppis (1819～64年) やアルベルト・フレンケル A. Fränkel (1820～1902年)、ハイน์リヒ・ベータ H. Beta (1813～76年) とも『灯台』には参加していた。

しかしこの2人以外に、そして43年秋以前に、ルイーゼとプレスとの橋渡しをした人物が存在する。女性問題を世に問う一歩を彼女に踏み出させたのは、歴史家・文書保管人エドゥアルト・ヴェーゼ E. Vehse (1802～70年) が42年11月にドレスデンで行った講演「ドイツ女性の教育の欠如」を聴いたことである⁽²⁴⁾。彼女は、ヴェーゼがこれまで未成年扱いされてきた女性の地位に変革をもたらすと確信し、講演を活字にするよう懇願する手紙を送るほどであった。こうして「女性の解放のために。イングランド、アメリカ、フランス、そして特にドイツにおける女性の知的地位と知的教育に関して」が出され、ルイーゼが43年2月『我々の惑星』に執筆したその評論がジャーナリストとしての初仕事となった⁽²⁵⁾。これを機にヴェーゼとの交流がスタートし、彼が進める「女性アカデミー」設立計画の準備会合にも招かれるようになった。ヴェーゼは、ルイーゼなしに計画はうまくいかないとして、女性の代表者という役割を彼女に託した。加えて彼は、著述家としてのキャリアを積むためには、広い世界をみて多様な経験をする必要があると助言し、旅を勧めた。後にこの助言は、旅先で女性や労働者の窮状を目の当たりにしたルイーゼに、これらの問題に取り組む決意を一層強くさせることになる。以上のように、女性自らが女性問題の解決のために立ち上がるきっかけを与えたのが、まさにヴェーゼとの出会いであったといえよう。

ブルムやカイルと並んでルイーゼのプレス進出を助けた人物として、カール・ヘルロスゾーン K. Herloßsohn (1804～49年)⁽²⁶⁾ の名を挙げねばならない。2人の交流は少なくとも43年5月に、ルイーゼが詩の掲載を打診したことに始まる。彼は伝統ある文学雑誌『彗星 Der Komet』の編集を務め、

他にも多くのプレスが発行に携わっていた。また自身も多数の文学作品を記し、ロベルト・シューマン R. Schumann (1810～56年)らと手がけた『女性百科事典』、ブルムらと共同で執筆した『劇場百科事典』といった辞典の編纂にも携わるなど、ヘルロスゾーンは当時の文学界に大きな人脈と影響力をもつ人物であった。そしてシューマンやブルムとの交友関係からも明らかのように、ヘルロスゾーンもまた時代に対峙する姿勢を有しており、彼がルイーゼに与えた影響はいうまでもなからう。

家庭環境やライプツィヒのジャーナリストとの交流・協働を通して育まれたルイーゼの政治的な姿勢や思想は政府からマークされることになる。後述するように、46年には彼女の小説『城と工場 Schloss und Fabrik』が「共産主義思想」を含み、「読者を共産主義へと誘う」危険をはらんでいるとの理由で検閲をパスしなかった⁽²⁷⁾。また51年内務大臣フリーゼン von Friesen (1808～84年)は、彼女を「民主的社会的な行動をとる女性著述家」⁽²⁸⁾と呼び、監視対象に位置づけている。とりわけ反動期に入ると、革命勢力と親交があるとの理由から、ルイーゼ自身も『女性新聞』も、家宅搜索や事情聴取の対象となったのである。

では、ルイーゼ自身は自らの政治的立場、政治思想をいかように理解していたのであろうか。この問いに示唆を与えてくれるのが49年の『女性新聞』に発表されたルイーゼの論説、ドイツとフランスにおける社会改革の比較をテーマにした論説である⁽²⁹⁾。彼女が望む国家とは、「法律以外の支配を民衆が見出さない国家であり、資本と労働の誤った関係が解消され労働が組織化される国家であり」、それらは「社会主義的共和主義者、社会民主主義者」の望む国家である。そしてそれは「むき出しの暴力による支配、自力救済の支配を望む無政府主義者」とは異なること記していた。

(2) 「表現すること」の意味・使命

豊かな教養と経済的余裕、そしてライプツィヒのプレス業界でのネットワークという3つを武器に、1840年代に入るとルイーゼは様々な表現物を世に送り出し始めた。では彼女は、「表現すること」、具体的には詩や小説、

論説の執筆，各種のプレスでの協働を通して自らの意見を表明することに、いかなる意味や使命を見出したのであろうか。

「私は今、一つの目的，すなわち人生の目標をもった。それは著述家としてのキャリアを積むことである」，そして「(自らの) 名誉のためではなく，全体に対して影響を与えるために奮闘する」。彼女がこう日記にしたためたのは，ヴェーゼの講演に衝撃を受けその興奮がいまだ冷めやらぬ43年初めのことである。最初の目標は女性の自立を勝ち取ることであり，女性が自立するためには「ドイツの国家生活がより自由で自律的に展開する」必要があると説く。ここでジョルジュ・サンド G. Sand (1804～76年) を引き合いに出し，サンドがフランスのためになしたことをルイーゼがドイツのためになすと記している。サンドは30年代後半から二月革命にかけて，階級や男女の融和を唱える哲学者ピエール・ルルー P. Leroux (1797～1871年)，キリスト教社会主義思想家フェリシテ・ド・ラムネー F. d. Lamennais (1782～1854年)，34年に起こったリヨンでの労働者らの蜂起を裁く「巨大裁判」で活躍した共和派弁護士ミシェル・ド・ブールジュ M. d. Bourges (1797～1853年) らといった社会主義者や共和主義者との交流を深めていた。そして彼らの思想は彼女の小説にも影響を及ぼした。⁽³¹⁾ 彼女が40年代に執筆した『フランス遍歴職人たち』、『オラース』、『ジャンヌ』、『アンジボーの粉ひき』、『アントワヌ氏の罪』はいずれも「社会主義小説」に分類され，主題が女性の解放から階級社会の抱える問題へと移っている。小説の刊行以外にも，サンドは41年ルルーらとともに『独立評論 Revue indépendante』を創刊し，続いて44年9月には地方新聞『斥候兵—アンドル，シェールおよびクルーズ県の新聞』（通称『アンドルの斥候兵 l'Éclairer de l'Indre』）の発行を開始するなど，読者に対してより直接的に政治や思想を伝えるツールの拡充に奮闘していた。女子教育の欠落，労働者階級の窮状といった社会・政治問題に関心を寄せ，小説や雑誌を通して自らの意見を伝えることに意味を見出すサンドの行動はルイーゼと重なる部分が多い。実際ルイーゼはサンドについて処女小説『給仕ルードヴィヒ』(43年)，2作目の『カティンカ Kathinka』(44年) の中でも言及して

おり、彼女がサンドに強い関心を抱いていたことが窺える。

日記という私的・内的な世界を飛び出し、女性が「表現すること」の意味・使命を世間に向かって公言したのは、45年8月『遊歩する星』に掲載した「告白 *Erklärung und Geständnis*⁽³²⁾」においてである。「私は初めて、自身の個人的な事柄について思い切って筆をとることにする」と前置きし、実名を用いて執筆した。ここで彼女は、「書き手と読み手の間に結束を生み出すという信念」をもって時事問題や政治的出来事について書きたいと明言した。そしてこの姿勢は、本当の意味での時事的関心からかけ離れた作品を書いている他の女性著述家とは異なるとして、自らの特殊性を強調する⁽³³⁾。現在に対して関心をもつことが彼女の目標、励み、そして幸せであると結んでいる。しかし他方でルイーゼは、女性が政治を論じることのリスクにも言及している。女性名での執筆によって周囲の反発を招いたり真面目に扱ってもらえなかったりするリスクを回避するため、カイルの助言もあり、政治的出来事について書く際には「*Otto Stern*」という男性名を用いたと説明した。この氏名表記について興味深いのは、同時期の『ザクセン祖国新聞』では「*Louise Otto*」を用いていることである。この相違について後に彼女は、「祖国新聞、新しい政治新聞は男性名で書くことを求めず」、「(祖国新聞は)自分の意見を話すよう、女性たちに促した」と回想している⁽³⁴⁾。以上のようにルイーゼは「告白」で、女性が政治という領域に進出することのリスクを指摘しながらも、それを乗り越え女性が政治に関心をもつことの意義、そしてこのような女性を生み出すために自らが筆を握るという決意を表明したのである。

(3) 「表現すること」と職業

「表現すること」は彼女にとって間違いなく「生きる糧」、「職業」でもあった。これは、生活のために稼ぐ経済的手段というだけでなく、責任と信条をもって取り組むべき対象でもあったと考えられる。このような理解は、ルイーゼが1846年1月、新しい編集者テオバルト・ブルーノ・ブフナー T. B. Buchner が率いる『遊歩する星』で再び働く決意をする箇所か

ら読み取れる⁽³⁵⁾。まず「私は自らの筆で生活しなければならない」と宣言した上で、「報酬を支払ってもらえるというだけの理由で編集を引き受けることはかなり厄介であるが、私にはそれができた」、しかし「たとえ外面的なメリットがなくとも強い信条をもった組織と結びつきたい」との本音も綴られている。ここでルイーゼが信条に言及したのは、ブフナーとルイーゼの間で「共産主義」の理解に齟齬があると彼女が認識していたためである。46年の『遊歩する星』6号「1845年の回顧」によれば、ルイーゼの考える共産主義は、貨幣の流通や私的財産を廃止するのではなく、相続権を廃止し、財産を社会全体のために、すなわち教育手段としてすべての子どもたちのために与えるというものであった。職業人として働く以上自らの信条に即した仕事をなしたいという理想と、報酬のために一定程度の妥協をしなければならないという現実との葛藤がここから鮮やかに浮かび上がってくる。

「表現すること」を職業とするという姿勢は、同じ46年に発生した小説『城と工場』の出版をめぐる事件からも確認できる⁽³⁶⁾。ルイーゼ自らが「社会主義小説⁽³⁷⁾」と呼んだこの4作目は、臆することなく社会問題に立ち向かうことを目的として執筆された。事の発端は、シュネーベルクの印刷業者カール・シューマン C. Schumann が、彼はロベルト・シューマンの兄であるが、中央検閲官からの返答を待たずに、ライブツィヒの出版業者アドルフ・ヴィーンブラク A. Wienbrack に印刷原稿を送付したことであった。その後、中央検閲官を務めるギムナジウム教師デーナー Döhner が第2巻と第3巻について不許可の判断を下したため、管轄するツヴィッカウ県はライブツィヒ市での小説の押収と販売の禁止を、シュネーベルク市参事会に対してはシューマンの事情聴取を命じた。この処分を受けシューマンは、ツヴィッカウ県に検閲作業の遅さ・長さに関する異議を申し立てたものの、却下された。他方、ルイーゼは「どの観点からみても窮地に立たされている」と認識し、あらゆる人脈を頼って問題の解決に奔走する。プレス関係者や第二院の左派議員に助言を求め、最終的には4月末、プレス行政のトップにある内務大臣ファルケンシュタイン von Falkenstein (1801~82年) と

の面談にこぎつけた。彼女は、大臣を前に「私は原則として検閲には反対である」と発言したと回想している。別れ際ファルケンシュタインが「きわめて興味深い」話し合いだったと語ったとされることから、この面談がその後のツヴィッカウ県の方針変更に影響を与えた可能性は否定できない。というのも県は、検閲をパスしなかった16箇所を削除し差し替えるという条件をつけて、当初の処分決定を変更したからである。16もの修正は単語1つの場合から1章全体に及ぶものまでであったが、ルイーゼはこれに応じ7月中旬には販売を許可された。

事件の経緯から明らかなように、ルイーゼは修正に応じることで印刷・出版することを優先したのである。印刷業者や出版業者への配慮もあったが、「資金のことが心配だった。原稿を渡した際にヴィーンブラクから100ターラーを受け取った。見本が完成したらもう150ターラーを受け取るはずだったのに」と述べているように、ルイーゼ自身が小説の押取、発禁で被る経済的損失は決して取るに足りないものではなかったのである。しかし、検閲・修正を甘受し権力に屈したようにみえるルイーゼであったが、彼女は修正後に検閲官デーナーを訪問し、彼から未修正の見本を手に入れたと記している⁽³⁹⁾。現在に至るまでこの見本は発見されておらず真偽は不明ではあるが、ファルケンシュタイン大臣を前に断言したように、検閲に対するルイーゼの反発、抵抗が読み取れる。

「表現すること」、中でも編集業務に携わることが自らの職業であるという姿勢は、50年に発行された『女性新聞』51号⁽⁴⁰⁾でより明瞭に示されている。それは論説「ザクセン王国のプレス法案12条」の中で12条が「男性」という表現を用いて女性を編集から排除したことを糾弾した箇所においてである。編集に携わった女性として『女性の鏡 Frauenspiegel』のルイーゼ・マレットツォル L. Marezoll (1792～1867年) や『社会改革 Soziale Reform』のルイーゼ・ディトマー L. Dittmar (1807～84年)、『新ボン新聞 Neue Bonner Zeitung』のヨハンナ・キンケル J. Kinkel (1810～58年) の名を挙げ、このように従来当然に認められてきた女性の編集権、編集者として労働する権利が今回の法案では明文でもって否定されると主張したのである。

この主張の基盤となる職業観、労働観は三月前期のルイーゼに求められるとあってよからう。

ルイーゼは、女性の自立を勝ち取るという目的のために、「表現すること」をその手段に選択した。表現物を通して読者たる国民と結びつくことで、社会全体に影響を与えることができると考えたためである。その上で彼女は時事問題を扱う点に彼女の独自性、使命を見出すが、それは同時に、女性が政治、国家を論じることのリスクを背負うことにもなった。しかしそのリスクを引き受けても、彼女は女性という視点、立場から物事を観察し社会に知らせることに意味を感じたのである。他方で「表現すること」は彼女にとって生きるための職業でもあった。それは、生活を成り立たせるための手段であるだけでなく、自らが責任と信念、自信をもって取り組むべき対象であったのである。

革命前のルイーゼが「表現すること」に見出したこれらの使命や期待は、49年に女性の手によって女性のための情報を発信する『女性新聞』の創刊に結実する。いうなれば、編集者、執筆者という肩書と責任を背負って、つまりプレスに携わる一職業人として、一つのプレスを作り上げること、そして、時事問題に対する女性の関心を喚起し、自立への一步を踏み出すきっかけを提供すること、これら2つが『女性新聞』を支えたのである。

第3章 ルイーゼと「政治」・「国家」

ドイツにおいて女性が政治的同権を要求する動きは三月革命に始まる⁽⁴¹⁾。しかしこの要求が本格化するのは1881年の社会民主党による党の綱領化、1902年のドイツ女性参政権連盟 Deutscher Verband für Frauenstimmrecht の設立などを待たねばならない。革命期においては、女性の参政権は努力、労働そして忠実な義務遂行の対価とみなされてはいたものの、参政権の行使に先立ち女性には教育が必要であるという見方が一般的であった。当時女性たちがドイツ各地で組織したいわゆる女性協会においても女性参政権

の要求が前面に押し出されるには至っていない。⁽⁴²⁾ というのも、三月革命期がそもそも、政治や国家という領域への女性の参加がようやく俎上に載せられるようになった時期であったからである。

ルイーゼは1849年、『女性新聞』11号（6月30日）において次のように述べている。⁽⁴³⁾ 「国家への女性の参加は権利であるのみならず義務でもある」という考えは何百万人という敵を作ったが、ブルム、ヨハネス・ロンゲ J. Ronge (1813～87年)、内務大臣オーバーレンダー M. G. Oberländer (1801～68年) といった男性同志との親交を育んだ、そして国家へ参加するというのは祖国と自由のために役立つよう奮闘することである、と。本章では、ルイーゼがこのプレスの創刊前に政治、国家と女性との関係についていかなる考えを有していたのかを考察する。また、前章で明らかにしたように、「表現すること」は彼女にとって、社会問題に光を当て、人々が時事問題に関心をもつ機会を提供するという使命を帯びた行為である以上、この使命遂行のために彼女が政治や国家に関わることは必然であった。以下では、43、44年に書かれた論説、47年に書かれた論説を素材に、女性と政治・国家に関する彼女のスタンスを検証する。

(1) 1840年代の政治とプレス

1840年代は、政治的な事柄に関わる活動に対する政府の取締りが日に日に厳しさを増していった時期である。

まずプレスについていえば、44年2月には暫定プレス法が成立した。翌年の45年には、40年11月からドレスデン、その後ライプツィヒで発行されていた『ザクセン祖国新聞』がプロイセン政府によって発禁処分を受けた。同紙が44年にプロイセン・シュレージエン地方で起こった織工たちの暴動に関与していたというのが処分の理由であった。プロイセンに追隨した他のラントでも同様の処分がなされ、同紙はついに同年12月23日204号をもって廃刊した。また、『遊歩する星』の編集を退いたカイルは、45年ザクセンで月刊誌『灯台』を発行する計画を立てるものの、ザクセンからはその許可を得ることができなかった。結局カイルはこの急進的な月刊誌を国外

で印刷する道を選ぶことになる。しかし政府の弾圧はプレスへの印刷・発行禁止や廃刊といった目にみえるところのみに現れるわけではない。つまり、プレスの側でも検閲を恐れていわゆる「自主規制」が行われ、それは読者の読む文字の裏で行われていた。45年8月12日にライプツィヒで起こった暴動、いわゆる「八月事件」に関する報道はその好例である。内務省によるプレス対策は迅速で、8月16日には各県に対して日刊紙の動きに対し最大限の注意を払うよう命令を出している。その結果、多くのプレスは事件の経過報告にとどまり、自重した内容に終始した。⁽⁴⁴⁾

ザクセン政府の矛先はプレスだけではなく、当時急激に勢力を伸ばしつつあったロンゲ率いるドイツカトリシズムにも向けられた。政府は、同教会の初会議が45年3月ライプツィヒで開催されたことを契機に、集会の取締りを強化する。同年8月25日にはすべての政治集会を禁止し、許可された集会であっても政治的な発言を行うことを禁じた。⁽⁴⁵⁾他方で、ロンゲの思想はブルムやルイーゼらによって支持された。ルイーゼは44年にロンゲの説教を聞き、『ザクセン祖国新聞』もまたロンゲの論説を掲載するなどして、彼らは急速に親交を深めていった。ルイーゼに対するロンゲの影響については後述する。⁽⁴⁶⁾

(2) 『ザクセン祖国新聞』にみるルイーゼと「政治」・「国家」

1840年11月3日に創刊した『ザクセン祖国新聞』は、週に4回(42年11月までは週3回)発行され、45年12月まで続いた新聞である。

同紙から取り上げるルイーゼの論説は43年9月の「お便り紹介：マイセンから(女性問題)」として掲載された論説(以下、第一論説と呼ぶ)、同年11月の「女性と政治 Frauen und Politik」(以下、第二論説と呼ぶ)、44年2月の「政治に対する女性の関心の増大について Ueber das erwachende Interesse der Frauen an der Politik」(以下、第三論説と呼ぶ)⁽⁴⁷⁾である。これらを取り上げるのは、いずれも43、44年というルイーゼが著述家として歩み出した時期に書かれており、したがって最初期の彼女の「女性と政治・国家」観を考察するにふさわしいと判断したためである。そしてルイーゼ

と『ザクセン祖国新聞』の関係で見過ごされてはならないのはやはり、同紙が彼女に実名で「政治的な事柄」を書くよう勧めたことであろう。

①第一論説「お便り紹介：マイセンから（女性問題）」

第一論説は、43年の『ザクセン祖国新聞』132号に書かれたブルムの論説「国家生活への女性の参加 Die Theilnahme der weiblichen Welt am Staatsleben」⁽⁴⁸⁾への返答として「お便り紹介」欄に掲載されたものである。ブルムはその論説で、「愛国者に訴える」という姿勢から、男性と同様に女性も祖国や民族の担い手である以上、女性が国家に参加しないことは非人倫的であると批判し、さらに、女性が国家に参加することは権利であるのみならず義務でもあると説いた。ルイーゼは後に、「これ（ブルムの論説）を読み、その夜にこの論説を書いたのは人生で最も素晴らしい瞬間の一つ」であり早くも翌朝には送付したと、ブルムの論説から受けた衝撃と興奮について回想している⁽⁴⁹⁾。

彼女はまず冒頭で、「女性の立場で、女性の感性をもって」物事を観察し意見を述べると断っている。これは、女性とはそもそも異なる男性の奮闘を女性にも植えつけ、女性らしさを抑圧するという考えに彼女は与しないことの表明であった。そう断った上で彼女はブルムの見解に賛同し、女性は祖国や民族など愛するものについて思考しそれに取り組む義務を負っていると説く。ところが女性の現状をみると、男性や身近な人物とともに時代の動きを追ったり、新しい政治の流れに関心をもったりする女性はごくわずかで、大半の女性は政治を自分の領域外と捉え、むしろ無知であることを自慢する始末である。ルイーゼによれば、この原因は、新しい諸制度が古い制度の断片の上にあつという間に打ち立てられ課題が山積した結果、この新しい秩序の中で女性がいかなる新しい地位につくべきかについて今日まで考えられてこなかったことにある。現在のドイツのように、政治から女性が排除されていることは、女性が依然として臣民として扱われ公民としては扱われていないことを意味する、しかし女性なくして社会の民主化を達成することはできず、したがって国家の中で女性がいかなる地

位に置かれているのかということはその国家の「自由と解放の程度を測るバロメーター」である、と。

こう現状を分析した後、彼女は処方箋を差し出す。すなわち、現状に巣くう害悪を取り除くためには、生き生きとした歴史を学ぶことが必要であり、ここで大きな役割を果たすのが学校であり新聞である、と。特徴的であるのは、授業や新聞を通して時事問題に関心をもつことの重要性が七月革命の際の自らの経験に基づいて語られたことである。

彼女の論説の後には、「勇敢で祖国愛にあふれたドイツ人少女が我々の要請に満足してくれるのなら、今すぐにでも彼女の見解を再び話してくれるのをみたい。編集部」との付記があり、『ザクセン祖国新聞』がルイーゼに寄せた期待の大きさが窺える。女性自らが、男性の領域とされた政治、国家に関わることが今や女性の権利であり義務であると主張したこの論説は、前述のように、味方とともに多くの敵を生み出すきわめてセンセーショナルなものであった⁽⁵⁰⁾。しかも、この政治的な内容が女性名で掲載されたことも、ルイーゼ自身にとってはもちろんのこと、当時のプレス業界、社会にとっても画期的であった。

②第二論説「女性と政治」・第三論説「政治に対する女性の関心の増大について」

第二論説は2号にわたり掲載されたボリュームのある論説であり、第三論説はルイーゼ自身が議会審議の傍聴で体験したことを中心に記したものである。これらの論説は、ブルムの見解に賛同しそれに即して書かれた第一論説とは異なり、ルイーゼの独自性や特徴がより際立って現れている。

第一の特徴は、「立憲主義国ザクセン」が他のラントと比較して女性に多くの権利を認めているとして自国ザクセンの進歩性を評価する点に見出せる。その根拠されたのが、38年の「性に基づく後見の廃止に関する法律」の制定、そしてラント議会第二院における女性傍聴席の設置である。ルイーゼは、これらの事実は、国家がザクセン女性をもはや「愚鈍な大衆」とはみなさなくなったことを意味すると解した。女性傍聴席の存在は第三論説

でも高く評価され、議会審議を傍聴する機会をもつザクセン女性の恵まれた環境が強調されている。「(女性傍聴席は)一度も空いていることはない」というルイーゼの記述からは審議に対する女性の関心の高さが窺える。彼女にとって女性傍聴席は女性の政治的関心の高さを計測できる装置であった。そのため、51年3月の『女性新聞』12号⁽⁵¹⁾では、選挙法の審議を傍聴する者が「8人しかおらず、女性傍聴席には誰もいなかった」、「3年前の選挙法審議の際には、場所を確保するためにドアの前で1時間待ったのに」と報告し、革命前や革命直後における関心の高さとの落差を嘆いている。

ザクセン女性を取り巻く環境の進歩性が語られた後、一転して女性の無関心に落胆の声を上げる。恵まれた環境にあるはずの女性の多くが実際には政治や国家に関心を示さず、新聞の中で興味を抱くのは家庭内の問題や大事件を扱う記事のみであり、政治的なニュースにはアクセスしない。それどころか「国家生活に関心をもつ女性は女性的ではないと罵られるため、女性たちは政治的な言葉を前に尻込みしてしまう」、と。第二の特徴は、この女性の無関心に対する分析が深化したことにある。つまり、第一論説より一歩踏み込み、ルイーゼは政治や国家に無関心な女性を生み出した原因、背景を探求しているのである。彼女によれば、原因は女性自身にのみあるのではなく、社会の現状一般にもある。これまでのドイツ人は、絶対主義体制の下で死んだ機械も同然の臣民であったがゆえに、男性や夫が一度として思考しようとしなかった事柄について女性や妻もまた関心をもつ必要はなかった。しかし今や自ら思考する時代が到来したが、女子教育と陶冶の現状はこのような我々の国家・社会状況とは矛盾している。つまり、堅信礼後の女子を対象とする教育が不十分であるがゆえに、祖国や人間について考える時間をもてなかった女性は「他人の話したことを何も考えずそのまま口真似するオウム」となり、多くの場合は、男性の人形、伴侶、そして生涯にわたって子供という地位に置かれ続ける、と。ここでは「自ら思考する」ことの欠落が招く危険性が明確に意識されている。

第三の特徴は、現状を打破するためにルイーゼが提示する3つの要請である。すなわち女性に必要であるのは、「世界史の学習」、「高等教育」、そ

して「自己陶冶と自立」とされる。まず、世界史を学ぶ必要性については第一論説でも言及されていたが、世界史は、支配者や戦いの名前、年号などを体系的に列挙した「死んだ辞典」ではなく、諸民族の歴史や国家の発展の歴史であり、生き生きとした形で教えられるべきであるとルイーゼは主張する。続いて第二の、高等教育の中身として想定されたのが政治であり、女性がより一層精神的に完全になるためには政治を学ぶ必要があるという。政治と女性の関係については、第三論説でも実体験を踏まえながら論じられ、女性が政治を学ぶ出発点として政治的な詩を読むことが推奨されている。歴史小説から歴史を学んだり、旅行小説から地理を学んだりするのと同様に、政治的な詩から政治を学ぶことができるというのである。加えてザクセンでは議会審議を傍聴できる環境が整備されていることを取り上げ、政治を学ぶ道具として女性傍聴席を利用することが勧められる。さて最後の「自己陶冶と自立」であるが、ここでは主に精神的な自立に力が置かれている。ルイーゼは、女性は「生涯にわたって自由に行動できると学び行動する」べきであるという信念をもって、「自立した精神のみが自立した行動を導く」と説き、他人に影響されることなく自らで思考し行動することを女性に求めたのである。何よりこれは、「自ら思考する」ことのできない女性が置かれる惨めな現状を克服する策であった。

(3) 『前へ!』にみるルイーゼと「政治」・「国家」

ルイーゼは1847年、ブルムが編集する『前へ!』に「国家生活への女性の参加」(以下、第四論説と呼ぶ)と題した論説を発表する⁽⁵²⁾。正式名称『前へ! 民衆のためのポケット本。自由な思想をもつ著述家たちの協力の下で』は43年から47年まで年に1回、読者層を大衆と想定して発行されたプレスである。

第四論説は「前書きとしての回顧」と本論(I)の二部から構成される。内容のベースをなすのは前述した3論説からの引用であり、そこに詳説や新たな主張・視点が加筆されるという形で論が展開される。最初期の論説との比較、そして革命直前に書かれた政治的論考という観点から、第四論

説を検証することは有意であろう。

まず前書き部分では、第一論説を書くに至った経緯が詳細に回顧される。つまり、「女性が国家に参加することは義務である」というフレーズに大いに共感し、愛する祖国のためにもっと行動したいという思いから、周囲の反応を心配しながらも、自分の意見を公表する決意をしたこと、そして「ザクセン内の、自由な思想をもつ党派のエリートたちが集う政治的な雑誌」に論説が掲載されたことで、自分の意見が決して孤立したものではないと喜んだことなどである。前書き部分からは何より、同志との出会いによって自らの政治的見解に自信をもったルイーゼの姿が確認できる。

次に、本論の検討に移ろう。「ドイツの女性たちが今や、公的、国家的、そして政治的な事柄への参加をより表明するようになったことは事実である」という一文からスタートし、議会審議の傍聴、ドイツカトリシズムの支援の下での女性協会の設立、政治的な祝宴への出席などが例示される。このように新しいドイツ精神が古い鎖を断ち切って春をもたらしたことを歓迎する一方、他方では、停滞する議会の審議⁽⁵³⁾、北方での領土争い、大量の移民流出、良心の自由やプレスへの弾圧などといった悲惨な現状への言及がみられる。彼女の現状理解からも明らかなように、第四論説を記した47年の社会情勢は、パウペリスムスの深刻化やドイツカトリシズムに対する弾圧、暫定プレス法や政治集会の禁止令の公布などを背景に、43、44年の3論説執筆時よりも、一層悪化していた。そしてこの情勢の変化はルイーゼの主張にも影響を及ぼすことになる。

先の3論説との共通点として挙げられるのは、第一に、ルイーゼが「女性の本来の性質」を生かして国家に参加することを是とする点である。第四論説でも彼女は、「祖国の冷たい終末に対して感情の温かな再起」を、「強きものに対して美しきもの」を優先する女性らしさを政治に役立てることを説く。第二の共通点は、女性傍聴席への高い評価である。ルイーゼは引き続き、議会審議を傍聴したり、たとえ傍聴が困難であっても審議内容に関心をもちその情報を入手したりすることは女性が政治を語る上で重要であると強調する。

さて続いては、先の3論説には確認されなかった主張・視点の検討に移ろう。その第一は、「宗教」に関する言及である。ルイーゼは、宗教的な運動が今や急速な進歩をもたらしている、宗教は女性の勇気を最も奮い立たせる力を有していると評価する。そして宗教心は生活の拠り所をなしており、この心こそが女性の最も美しい所有物であり女性が拠って立つものであると主張する。いうまでもなく、これらの主張にはドイツカトリシズム、ロンゲの影響があった。ルイーゼはロンゲの言葉を引用しながらドイツカトリシズムを紹介する。その目的は教会への従属ではなく、教会からの宗教の解放にあり、そのモットーは「神の前での精神的平等」、すなわち司祭と信徒、教養ある人間と無知な人間、男性と女性との間の平等である、と。そしてルイーゼの共感を呼んだのは、ロンゲが女性たちに、「女性のやり方で」、「民族、祖国、そして神聖な人間の権利のために」なる仕事の手助けをするように求めたことであろう。

第二に、第二論説の3つの要請に関して新しい視点や補足がこの第四論説には確認できる。まず、「世界史の学習」の箇所では、以前は「現代史」のみが取り上げられていたのに対して、「一般的な世界史」、「ドイツの歴史」、そして「現代史」と3つの世界史を学ぶ意義が述べられている。また女性の歴史を扱った著作が少ないとの指摘もなされるなど、ルイーゼは、時事問題を知ることに加え、歴史的な文脈の中で現状を理解することの重要性を認識するに至っている。

「高等教育」と「自己の陶冶と自立」には特に子細な加筆がなされている。まず、女子高等教育のイメージが具体化され、18歳までの女子を対象に週に3回、従来は副次的な扱いであったフランス語、英語、ダンス、音楽、図画、刺繍を主要科目として教えるとされた。政治を学ぶという以前の主張は後退し、実学を重視するスタンスが際立っている。次に、しばしば世間から投げかけられる根本的な疑問、そもそもなぜ女子に高等教育が必要であるのかという疑問に答える形で、目的が説明される。それは、祖国のことを考えられる女性を育成するためであり、また、生活費を稼ぐための技能と知識を身につけた女性を育成するためである、そしてこの高等

教育を通して身につけた技能と知識は女性が自立するための基礎となり、同時に教育や自己陶冶は道徳的な拠り所をなすものである、と。加筆された部分で興味深いのは、ルイーゼが女性の自立と婚姻の關係に踏み込んだ点である。彼女の理解では、自立性を欠いた女性の存在が婚姻のあり方を変えている、すなわち、婚姻は今や貧しい女性のための「救貧院」に貶められている、したがってこの現状を変えるためにも教育を通して自立した女性を生み出すことは必須とされる。このように、「女性の自立」に関して経済的な自立が徐々に前景化するのが第四論説の特徴である。

しかし3論説との最も大きな違いは、下層民に対する言及が加わったことである。ルイーゼは、国家への女性の参加、そのための女子高等教育と女性の自立などを説いた後で、これらは「さしあたり上流・中流階級の女性にのみ妥当する」ことであると認める。しかしこう認めた直後、下層民もまた祖国愛に満ち祖国のことを考える感情を覚醒させる必要があると強調し、もし彼らを差別して考慮に入れないならば、特定の者の権利、つまりブルジョワジーの権利しか擁護しないことになってしまうと述べている。ここから明らかになるルイーゼのスタンスは、「祖国」をキー概念として、その下に国民を統合して考察しようとするものである。確かに下層民の教育に関する具体的な提言がほとんどなされていない点に彼女の限界を見出すこともできるが、第四論説で下層民に関する加筆がなされた背景には、彼女が44年から47年の間に経験したこと、すなわち、旅先で労働者の窮状を目の当たりにしたこと、労働問題を扱った作品を執筆したことなどがあると考えてよからう。

43年から47年という短いスパンの中でも、彼女の主張の力点が少しずつシフトする様子が明らかになった。しかし「国家への女性の参加は権利であるのみならず義務でもある」、ブルムから引き継いだこのフレーズに、女性と政治、国家との關係についてのルイーゼの思想は凝縮される。彼女は、女性も男性も、そして上流・中流階級の者も下層民も、自らの「祖国」に関心をもち「祖国」のために奮闘することは権利であり義務であると捉

えた。つまり彼女は、長らく男性の領域とされた政治や国家に、「祖国」をキー概念に女性が進み入る道を切り開いたのである。しかし大半の女性には、この義務を遂行するための大前提、「自ら思考する」ことが欠落していた。この現状を克服するために、ルイーゼは、女性たちに、自らを取り巻く世界、つまり社会や国家の出来事について学び、自らで考え行動する能力を陶冶する高等教育を受け、そして精神的・経済的な自立を勝ち取ることを要請したのである。

お わ り に

本稿では、1840年代のザクセンを舞台に、30歳にもならない一人の女性が著述家としてキャリアを積みながら、長く女性を排除してきた政治、国家の領域に進み入るプロセスを検証した。先行研究が指摘するように、ルイーゼは教養面でも経済面でも例外的に恵まれた女性であり、かつ、男性とは異なる「女性らしさ」に価値と意義を見出すフェミニストであった⁽⁵⁴⁾。しかしそうであったとしても、彼女の奮闘が切り拓いた新しい道は確かに存在する。

まずルイーゼは、「女性の自立」という目標をもって、「書くこと」を自らの職業として生きる道を選択した。この著述家ルイーゼを誕生させたのは、恵まれた教育・家庭環境と経済状況、そしてプレス業界を中心に張り巡らされた人脈である。革命へのカウントダウンが始まるこの時期に、彼女は男性同志とともにプレスで執筆し編集するという経験を積み、また、ドイツ各地を旅する中で労働者や女性の窮状を目にした。彼女が筆を握ったこの時期のドイツは不安定な政治情勢下であり、大凶作や不況、悲惨な労働環境を背景に各地で一揆や暴動が頻発していた。それに呼応し台頭してきたのが自由や平等を求め社会変革を唱える政治思想や運動であり、ルイーゼも「表現すること」を通して新しい時代を構想した一人であった。しかしドイツ同盟や各ラント政府はこれら反体制的な思想や運動の芽を摘むべく、大学やプレス、集会や協会活動に対する監視を強化する法整備に

余念がなかった。ルイーゼ自身も、小説や詩集の印刷・出版に際して検閲問題に直面し、携わるプレスが廃刊や移転に追い込まれるなど、プレス弾圧の影響を著しく被った。しかし彼女はこの間に培った人的ネットワークと行動力を駆使し、検閲トラブルに際しては内務大臣に面会を取りつけ事態を打開しようと努力した。ここからも著述家として生きるというルイーゼの強い覚悟がみてとれよう。

次に、ルイーゼは、「祖国」に生きる者はみな「祖国」に関心をもち「祖国」のために奮闘することは権利であり義務であると主張し、長らく男性の領域とされた領域に、「祖国」をキー概念に、女性が進み入る道を切り開いた。それが「国家への女性の参加は権利であるのみならず義務でもある」というブルムから引き継いだフレーズである。しかしこの義務を果たすには、女性は「自ら思考する」、そして「自ら行動する」力を備えなければならない。まず女性は今「祖国」で起こっていることに関心をもち知らねばならず、それらの情報を女性に提供する使命を負うのがプレスであった。ルイーゼは、時事問題や政治について情報を提供するという使命を果たすものであれば、プレスに限らずその有用性を評価する。それが、彼女が幾度となく言及したラント議会の女性傍聴席であり、政治的な詩であり、現代史の学習であった。特筆すべきは、これらのツールの有用性はいずれも、ルイーゼ自身の経験に裏打ちされ推奨されていたことである。そしてこの「祖国」というキー概念は彼女の関心を、女性のみならず、下層民たる労働者へと向けさせることになった。その後ルイーゼは精力的に労働者、とりわけ女性労働者の惨状を社会に訴えていくことになる。

新しい道を切り拓き奮闘するルイーゼに転機、つまり三月革命が訪れる。ドイツ同盟の検閲廃止の決議を受け、ザクセンでも44年プレス暫定法は廃止され、検閲の廃止が決定された。翌49年4月21日、『女性新聞』はその第1号を発行した。⁽⁵⁶⁾綱領には「あらゆる時代の歴史は、そして特に最近の歴史はこう教えてくれる、自ら思考するのを忘れた者は他者からも忘れ去られる、と」と書かれている。

筆者に残された課題は多い。革命期の女性運動研究は女子教育や女性労

働問題に焦点を当てるものが多く、女性の政治（国政）参加をめぐる問題へ寄せる関心は高いとはいえない。ルイーゼがプレスに期待した使命、すなわち女性たちが思考するために必要な情報を提供するという使命を『女性新聞』は十分に果たしたのか、「国家生活への女性の参加」は『女性新聞』やその後のルイーゼの著作の中でどのような展開をみたのか、そもそも革命期の女性を規定したという「女性らしさの掟」の前に政治的同権の要求はその可能性を見出せなかったのか。さしあたりこれらの課題に取り組むことで、革命以降の女性運動において女性の政治参加はいかに理解されたのかを明らかにしたい。

注

- (1) H. Lange, *Louise Otto und die erste deutsche Frauenzeitung*, Berlin 1927.
- (2) フロイント M. Freund によれば、「オットー法」の名称は1939年のポイマーの著作 (G. Bäumer, *Gestalt und Wandel*, Berlin 1939, S. 337) に始まる。M. Freund, »Mag der Thron in Flammen glühn!«: Schriftstellerinnen und die Revolution von 1848/49, Königstein/Taunus 2004, S. 168.
- (3) 1851年に制定された法律を1850年末に制定されたとする誤解については、拙稿「第一波フェミニズムにおける女性とプレス—『女性新聞』と「オットー法」の再検証—」(中村浩爾・桐山孝信・山本健慈編『社会変革と社会科学—時代と対峙する思想と実践』昭和堂, 2017年刊行予定)を参照。この誤解は代表的な『女性新聞』研究にも散見される。例えば、「政府は『女性新聞』を1850年末法律で禁止した」(Hrg. U. Gerhard, E. Hannover-Drück und R. Schmitter, »Dem Reich der Freiheit werb'ich Bürgerinnen« *Die Frauen-Zeitung von Louise Otto*, Frankfurt am Main 1979, S. 24), 「1850年 ザクセンプレス法 (オットー法): 女性による編集の禁止」(Hrg. R. -E. B. Joeres, *Die Anfänge der deutschen Frauenbewegung: Louise Otto-Peters*, Frankfurt am Main 1983, S. 54), 「1850年12月 ザクセンでは新しいプレス法が発効した」, 「(『女性新聞』は) 1850年末に禁止され」(ルイーゼ・オットー=ペータース協会 Louise-Otto-Peters-Gesellschaft e. V. の HP: www.louiseottopeters-gesellschaft.de) などである。日本の研究者にも同じ誤解がみられる。例えば、山田

照子「ドイツ三月前期・革命期のルイーゼ・オットー＝ペータース—『城と工場』『女性新聞』を中心に—」『立命館国際研究』18巻2号, 2005年, 131頁, 須藤温子「ドイツ三月革命期における『シスターフッド』—ルイーゼ・オットー＝ペータースを例に—」『千葉大学社会文化科学研究科研究プロジェクト報告書』第50集, 2002年, 7頁, そして, 若尾祐司「第2章 三月革命期ドイツの女性運動」(若尾祐司・栖原彌生・垂水節子編『革命と性文化』山川出版社, 2005年), 46, 65頁などである。

- (4) 協会という形態での女性運動に着目し, この運動を集会・結社の自由との関係で論じたウテ・ゲルハルトの研究は一定の示唆を与えてくれる。U. Gerhard, *Grenzziehungen und Überschreitungen. Die Rechte der Frauen auf dem Weg in die politische Öffentlichkeit*. in: Hrg. U. Gerhard, *Frauen in der Geschichte der Rechts. Von der Frühen Neuzeit bis zur Gegenwart*, München 1997, S. 528ff.
- (5) U. Gerhard, *Über die Anfänge der deutschen Frauenbewegung um 1848*. Frauenpresse, Frauenpolitik, Frauenvereine. in: Hrg. K. Hausen, *Frauen suchen ihre Geschichte*, München 1983, S. 196.
- (6) M. Twellmann, *Die deutsche Frauenbewegung im Spiegel repräsentativer Frauenzeitschriften*, Meisenheim am Glan 1972 und M. Twellmann, *Die deutsche Frauenbewegung: ihre Anfänge und erste Entwicklung 1843-1889*, Kronberg 1976.
- (7) A. Salomon, *Die Frau in der sozialen Hilfstätigkeit*. in: Hrg. H. Lange und G. Bäumer, *Handbuch der Frauenbewegung*. Teil 2, Berlin 1901, S. 19 ff.
- (8) 2009年5月にドレスデン工科大学で開催されたコロキウムのテーマにもなっており, その内容は, Hrg. S. Schötz und M. Schattkowsz, *Louise Otto-Peters und die Revolution von 1848-49. Erinnerungen an die Zukunft*, Leipzig 2012 として刊行されている。また近年ヨハンナ・ルードヴィヒが豊富な史料を基に, 全ドイツ女性協会結成までのルイーゼの半生を大著 (J. Ludwig, *Eigner Wille und eigne Kraft*, Leipzig 2014) に纏め, 本稿が引用するルイーゼの回想録 (未公刊の原稿「我が経験。家庭と世界のスケッチ *Selbsterlebtes. Skizzen aus Haus und Welt*」など) はこの著作に拠るところが大きい。
- (9) ドイツ同盟のプレス法制については, 拙稿「近代ドイツにおけるプレスの自由の成立とその展開 (下)」『阪大法学』56巻2号, 2006年, 三

月前期のザクセン王国におけるプレス法制については、拙稿「ザクセンにおける立憲化と『プレス自由』(1)」『名古屋短期大学研究紀要』47号、2009年、「ザクセンにおける立憲化と『プレス自由』(2)」『名古屋短期大学研究紀要』49号、2011年、「ザクセン・フォークトランドにおける自由主義」『桃山法学』23号、2014年を参照せよ。

- (10) J. L. Klüber, Wichtige Urkunden für den Rechtszustand der deutschen Nation, aus seinen Papieren mitgeteilt und erläutert von Karl Theodor Welcker, Aalen 1977, S. 350 ff. この規約はオーストリアとプロイセンの呼びかけで開催された主要な同盟国代表会談において決定されたが、この決定には全同盟国代表が関与しておらずその意味で同盟議会の決議とは法的拘束力の点において異質なものであった。主な内容は、同盟仲裁裁判所の規律化、大学の監視、ラント議会のもつ権利の制約、検閲の実施、裁判管轄権の制約である。
- (11) 36年のライプツィヒでは予算の半分が評議員の給料に充てられたという。それに対して検閲官は薄給であり、大部分が検閲料金に依存していた。こうした悪条件は、検閲官職が敬遠される一因になっていた。D. Westerkamp, Pressefreiheit und Zensur im Sachsen des Vormärz, Baden-Baden 1999, S. 92.
- (12) D. Westerkamp, Pressefreiheit und Zensur, S. 81 ff.
- (13) これらの法律、通達、命令は Gesetz- und Verordnungsblatt für das Königreich Sachsen (以下、GVBl と略す) 1844, S. 2-23 を参照。
- (14) D. Westerkamp, Pressefreiheit und Zensur, S. 125 ff. und S. Schmidt, Die Entwicklung der politischen Opposition im Königreich Sachsen zwischen 1830 und 1848, Dresden 2005, S. 84 ff.
- (15) GVBl 1848, Nr. 96, S. 282-286. プレス法の制定と同じ日に、刑事訴訟の暫定的制度に関する法律 (A. a. O., Nr. 105, S. 303-320) が制定され、プレス犯罪の裁判に陪審制が導入された。これは三月前期から陪審制の導入、審理の公開制・口頭制を求めていた司法大臣カール・ブラウン K. Braun (1807-68年) の下での制定であった。彼の司法改革構想については、拙稿「ザクセン・フォークトランドにおける自由主義」、192-194頁を参照。しかし反動が強まる中、陪審制を含む刑事訴訟制度は50年11月に廃止された。GVBl 1850, Nr. 89, S. 262 f.
- (16) 40年代までのルイーゼの生活については、J. Ludwig, Eigner Wille und eigne Kraft, S. 13 ff. 采女節子「ルイーゼ・オットー＝ペーターズの生涯—ドイツ工業化時代における女性就業問題 (2)」『甲南女子大学研究紀

- 要』25号, 1998年, 129~147頁, 若尾, 前掲論文, 44~50頁を参照。
- (17) Hrg. R. Möhrmann, *Frauenemanzipation im deutschen Vormärz: Texte und Dokumente*, Stuttgart 1978, S. 253. und Hrg. R.-E. B. Joeres, *Die Anfänge der deutschen Frauenbewegung*, S. 34 ff.
- (18) 1838年1月8日の「性に基づく後見の廃止に関する法律」は, GVBl 1838, Nr. 7, S. 23.
- (19) *Frauen-Zeitung* (以下, FZ と略す), Nr. 51 (21. 12. 1850). 女性による編集を禁じる「ザクセン王国のプレス法案12条」を批判する論説の中で, 女性の地位に関してザクセンが進歩的であったことを示す一例として「性に基づく後見の廃止に関する法律」が紹介された。
- (20) P. Reichel, Robert Blum: Ein Deutscher Revolutionär 1807-1848, Göttingen 2007, S. 45-53.
- (21) J. Franck, “Keil, Ernst”. in: *Allgemeine Deutsche Biographie* (以下, ADB と略す). Bd. 15, Leipzig 1882, S. 530-532.
- (22) S. Schmidt, *Die Entwicklung der politischen Opposition*, S. 94 f.
- (23) *Sächsische Vaterlands-Blätter* (以下, SV と略す), Nr. 139 (23. 9. 1841) und Nr. 140 (25. 9. 1841).
- (24) J. Ludwig, *Eigner Wille und eigne Kraft*, S. 75 ff. ヴェーゼについては, F. S. von Carolsfeld, “Vehse, Eduard”. in: ADB. Bd. 39, Leipzig 1895, S. 530 f.
- (25) Hrg. R.-E. B. Joeres, *Die Anfänge der deutschen Frauenbewegung*, S. 71-73.
- (26) E. Kelchner, “Herloßsohn, Georg Karl Reginald”. in: ADB. Bd. 12, Leipzig 1880, S. 118-120.
- (27) 問題となった箇所については, ヨハンナ・ルードヴィヒ J. Ludwig が検閲で削除・修正された箇所を復元して出版した『城と工場』(L. Otto, *Schloss und Fabrik*, Leipzig 1996, S. 334.) を参照。
- (28) フリーゼンは1851年2月28日, 『女性新聞』の新しい出版地となっていた弟系ロイス侯国に宛てこう報告した。Sächsisches Staatsarchiv Hauptstaatsarchiv Dresden, 10736; Ministerium des Innern, Nr. 278.
- (29) FZ, Nr. 7 (2. 6. 1849).
- (30) J. Ludwig, *Eigner Wille und eigne Kraft*, S. 75.
- (31) 持田明子『ジョルジュ・サンド 1804-76 自由, 愛, そして自然』藤原書店, 2003年, 141~166頁, 日本ジョルジュ・サンド学会編『200年目のジョルジュ・サンド』新評論, 2012年, 15, 19~21頁参照。
- (32) 「告白」のテキストは Hrg. R.-E. B. Joeres, *Die Anfänge der deutschen*

Frauenbewegung, S. 85 f.

- (33) 赤木登代「ドイツ女性誌の系譜」『大阪教育大学紀要 第I部門』56巻2号, 2008年, 7, 8頁によれば, 18世紀~19世紀初頭の女性が編集者を務めた雑誌の特徴は, 啓蒙主義後期の「女性の理想像」をわがものにし, 「家庭的使命」の論調にまったく逆らわなかったことであり, これらの雑誌では, 両性の違いが強調され「結婚」, 「母性」, 「家政管理」が「自然の使命」とみなされていた。
- (34) J. Ludwig, Eigner Wille und eigne Kraft, S. 81.
- (35) J. Ludwig, Eigner Wille und eigne Kraft, S. 112.
- (36) ルイーゼ自身の回想は, J. Ludwig, Eigner Wille und eigne Kraft, S. 117 ff. を, 事件の経緯については, Hrg. J. Ludwig und H. Rothembur, Mit den Muth'gen will ich's halten: Zur 150jährigen aufregenden Geschichte des Romans "Schloss und Fabrik" von Louise Otto-Peters. Mit der 1994 wieder aufgefundenen vollständigen Zensurakte, Beucha 1996, 山田, 「ドイツ三月前期・革命期のルイーゼ・オットー=ペーターズ」, 125~130頁をそれぞれ参照。
- (37) 山田氏によれば, ルイーゼの社会主義は, 正義感に基づき社会批判を行い理想社会を提案するものの, その実現の方法や理想社会建設の具体的道筋を示していない点で, 空想的・観念的であり, モーゼス・ヘス M. Hess (1812~75年) らのドイツ初期社会主義, ドイツカトリシズムの自由・平等の思想とその根底にある彼女自身のキリスト教信仰, フランスのサン=シモン主義などの影響がみられる。山田, 「ドイツ三月前期・革命期のルイーゼ・オットー=ペーターズ」, 129, 130頁。
- (38) J. Ludwig, Eigner Wille und eigne Kraft, S. 117.
- (39) J. Ludwig, Eigner Wille und eigne Kraft, S. 120 f.
- (40) FZ, Nr. 51 (21. 12. 1850).
- (41) E. Schnitger, Frauen und Parlamente. Verhältnisse und Verhinderungen, Oldenburg 1990, S. 19 ff.
- (42) 女性協会については, B. Zucker, German Women and the Revolution of 1848: Kathinka Zitz-Halein and the Humania Association. in: Central european History 13/3, Atlanta 1980, S. 238 ff. を参照。ルイーゼや『女性新聞』はこれらの女性協会とは相互支援の関係にあった。投獄者や亡命者, その家族を支援するため, 支持者や資金を集めたり恩赦を議会や官庁に願い出たりする協会の活動は『女性新聞』で頻繁に紹介され, ルイーゼ自身も姉の住むエーデラン Oederan の女性協会で講演を行っている。

1850年7月には、「支援を要する家族を援助するための女性協会」との関係理由に『女性新聞』が家宅搜索を受けるほどであった。FZ, Nr. 30 (27. 7. 1850) und Nr. 31 (3. 8. 1850). これらの事実からも女性協会の果たした役割は決して過小評価されるべきではない。しかしシュニッターが、女性協会は「明白な政治的目的も有するわけでも、基本的な女性の権利を要求するわけでもなく、「男性の民主主義的な協会を補助する組織という性格が支配的であった」(E. Schnitger, Frauen und Parlamente, S. 21.)と指摘するように、政治的同権を求めることへの協会の関心は概して薄かったといえよう。そのような中でハンブルクの自由ゲマインデが女性の市民権を要求した例外的な組織と理解されている。M. Twellmann, Die Deutsche Frauenbewegung im Spiegel repräsentativer Frauenzeitschriften, S. 23 f.

- (43) FZ, Nr. 11 (30. 6. 1849).
- (44) 8月16, 19, 21日に発行された『ザクセン祖国新聞』の各号も例外ではなかった。SV, Nr. 130 (16. 8. 1845), Nr. 132 (19. 8. 1845) und Nr. 133 (21. 8. 1845). 検閲される新聞や雑誌に対して、個人的な書簡や日記はまったく別の様相を呈していた。同時期にブルムが友人に宛てた手紙では、八月事件に対する怒りに満ちた文章が確認できる。S. Schmidt, Die Entwicklung der politischen Opposition, S. 98 f.
- (45) S. Schmidt, Die Entwicklung der politischen Opposition, S. 99.
- (46) ドイツカトリシズムとルイーゼの関係については、山田照子「ルイーゼ・オットー＝ペーターズとドイツカトリック運動—ドイツ三月前期・革命期の市民女性運動—」『立命館国際関係論集』3号, 2003年に詳しい。
- (47) 第一論説はSV, Nr. 142 (5. 9. 1843)を, 第二論説はSV, Nr. 187 (23. 11. 1843) und Nr. 188 (25. 11. 1843)を, 第三論説はSV, Nr. 26 (15. 2. 1844)を, それぞれ参照せよ。
- (48) SV, Nr. 132 (22. 8. 1843)
- (49) L. Otto, Die Theilnahme der weiblichen Welt am Staatsleben. in: Hrg. R. Blum, Vorwärts! Volks=Taschenbuch für das Jahr 1847. Unter Mitwirkung mehrerer freisinnigen Schriftsteller Deutschlands, Leipzig 1847, S. 38.
- (50) Hrg. U. Gerhard, Grenzziehungen und Überschreitungen, S. 521 f.
- (51) FZ, Nr. 12 (29. 3. 1851).
- (52) L. Otto, Die Theilnahme der weiblichen Welt am Staatsleben, S. 37-63.
- (53) ルイーゼは、46年の『灯台』4号に執筆した「進歩的党派の階級的の偏

見 Kastengeist der Fortschrittspartei」の中で、反体制派議員がまとまりを欠いていることを批判し、この不統一こそ議会内の闘いで何の効果も上げられない主な原因であると指摘している。憲法やドイツ統一問題における穏健派とブルムが支持する急進派との対立がこの背景にはあった。同様の論調は『ザクセン祖国新聞』でも展開された。S. Schmidt, Die Entwicklung der politischen Opposition, S. 101 f.

- (54) トゥヴェルマンは、ルイーゼが「女性は男性と同じ価値を有するが同じ創造物ではない」という発想に立ち、献身や犠牲、愛情という規範の下に女性を置いた点に彼女の特徴を見出し、それゆえに直接的な形で政治に参加する参政権の要求には至らなかったと説明する。M. Twellmann, Die Deutsche Frauenbewegung im Spiegel repräsentativer Frauenzeitschriften, S. 21 f. 同様にウテ・フレーフェルトも、ルイーゼら革命期の女性は、自由の上に一般道徳や女性の倫理という規範を設定しており、女性らしさの掟という意識から解放されていないと解説する。U. Frevert, Frauen-Geschichte. Zwischen Bürgerlicher Verbesserung und Neuer Weiblichkeit, Frankfurt am Main 1986, S. 74.
- (55) 47年の小説『ローマ人とドイツ人 Römisch und Deutsch』, 詩集『ドイツ娘の歌 Lieder eines deutschen Mädchens』の出版に際しても検閲をめぐる問題に遭遇した。J. Ludwig, Eigner Wille und eigne Kraft, S. 143 f. und S. 155 ff.
- (56) FZ, Nr. 1 (21. 4. 1849).